

令和6年度  
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



Child  
Friendly  
Cities  
Initiative

unicef   
for every child

日 時 令和6年7月2日（火）午後3時00分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階中会議室1

# 次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 事

## 【調査審議事項】

- (1) 第4期町民自治推進委員会 提言書（案）について
  - \*「子どもにやさしいまちづくり」の理念に基づく、まちづくり基本条例の見直し検討に関して
  - \*成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し検討に関して

## 【報告事項】

- (2) 次期（第5期）町民自治推進委員の委嘱について
- (3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について
  - \* 令和5年度 7月～3月末までの実績
- (4) 町ホームページでの会議録の公表状況について
  - \* 令和5年度 実績

- 4 その他
- 5 閉 会

## (振り返り) まちづくり基本条例と関連条例、これまでの経過について (要約版)

### ①関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

条例名	内容
まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定

関連条例名
町民参画推進条例、住民投票条例、議会基本条例、町民自治推進委員会条例

### ②安平町町民自治推進委員による提言書・申送書の提出について

#### 第1期委員会 (平成29年2月20日提出) 提言書

##### ①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・条例改正や職員マニュアルの充実、標準スケジュールの例示 など

##### ②審議経過の積極的な公開について

- ・各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

#### 第2期委員会 (令和元年7月12日提出) 提言書

##### ①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を講じること。

##### ②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

##### ③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

#### 第3期委員会 (令和4年7月13日提出) 申送書

##### ①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり基本条例の見直し・検討をすること。

##### ②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

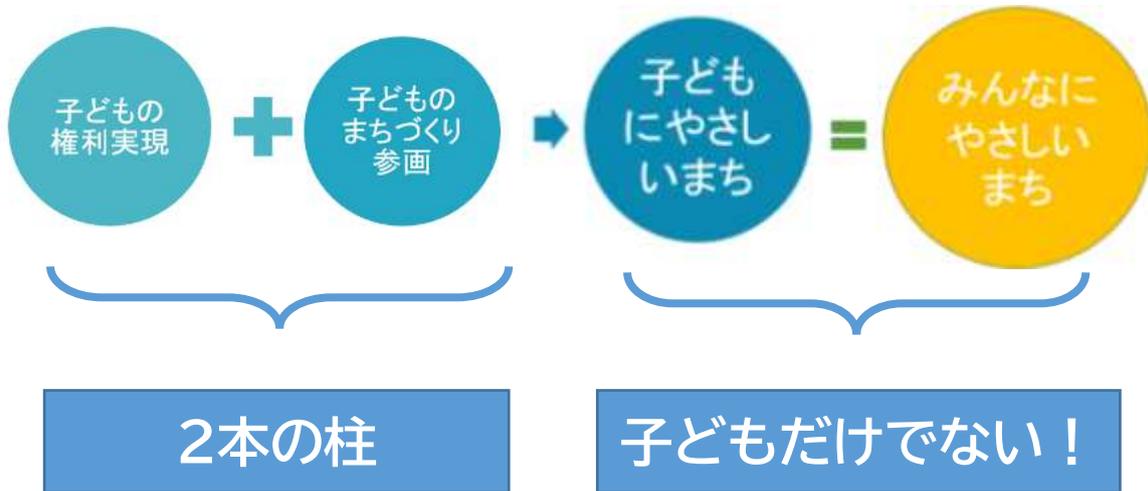
- ・町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
- ・【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

前回会議 (3月1日開催) での議論を踏まえ、本日は第4期委員会としての最終的な提言内容を決めていきたいと考えています。

● 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

■ 「子どもにやさしいまちづくり」とは

- ・ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」



- ・日本ユニセフはH30に子どもにやさしいまちづくり（=CFC）モデル検証作業を進めるため全国から安平町を含む5自治体を検証自治体として委嘱
- ・令和3年12月には日本で初めて実践自治体に承認され、チェックリストにより目標や行動計画を定め、子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本基準)	ムーブリング目標 (途中版)	R4-目標 (R4評価基準を達成して)	R4目標 (R4評価基準を達成して)	R4-目標 (R4評価基準を達成して)	要件 (国策の推進、計画や事業の立案の促進等)	R4-目標 (R4評価基準を達成して)	R4-目標 (R4評価基準を達成して)
1. 子どもの権利 自分たち自身を代表する機関から、子どもたちの権利の保護を促進すること。憲法及びCFCモデル子どもたちの権利に基き、それを考慮に入れること。	自治体職員に代表して、子どもの権利条約12条子どもの権利を尊重する権利を保障する機関が設置されていること。自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもの権利を保護する機関が設置されていること。
2. 自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	OFCその他の、自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	OFCその他の、自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	OFCその他の、自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。	R4-目標 自治体職員に代表して、子どもたちの権利を保護する機関が設置されていること。



- ・そのうち、まちづくり基本条例、町民参画条例に関連するチェック項目は次のとおり

チェック項目	令和5年度評価【◎・○・△】
<p>項目番号 1 - 1</p> <p>行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条（子どもが意見を表す権利をもつこと）の原則が反映されるしくみを有しているか？</p>	<p>【○】</p> <p>児童アンケート実績で、特定の分野（早来学園、デジタル政策）で実施された。</p>
<p>項目番号 1 - 7</p> <p>子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？</p>	<p>【◎】</p> <p>あびら教育プランを中心に、子どもの考えを尊重した事業展開がある。</p>
<p>項目番号 2 - 2</p> <p>地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか？</p>	<p>【○】</p> <p>まちづくり基本条例には明確に「子ども」とは表現はないが、町民自治推進委員会にてその点が議論されている。</p>
<p>項目番号 3 - 2</p> <p>子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略の策定にあたり、子ども・若者などが参加できるようにするための幅広い協議は行われたか？</p>	<p>【◎】</p> <p>各種計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議（パブリックコメントやワークショップ等複数の実施）を行うことができた。</p>
<p>項目番号 5 - 1</p> <p>新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？</p>	<p>【◎】</p> <p>子ども・子育て支援事業計画などにおいて子どもを対象にニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。</p>

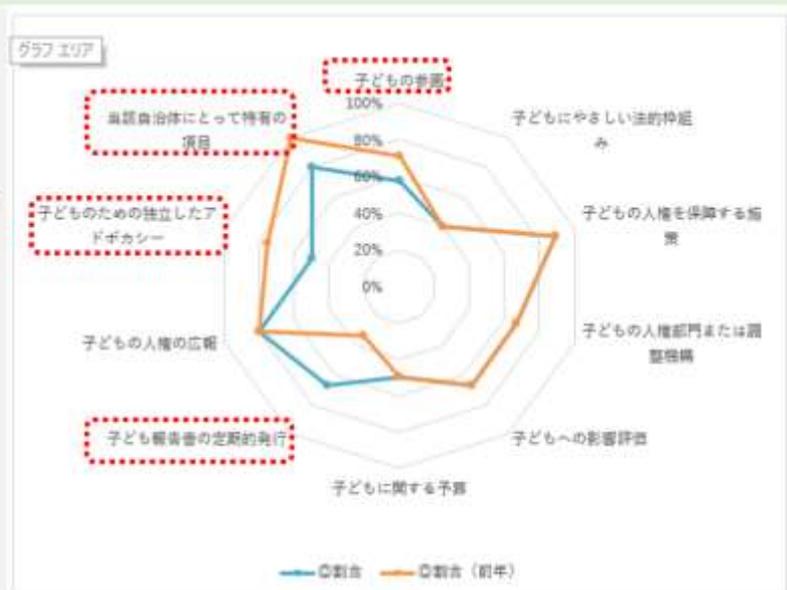
# R5 チェックリスト評価概要

チェックリスト10項目◎割合	細項目数	◎	○	△/ー	◎割合	◎割合(前年)
子どもの参画	7	4	3		57%	71%
子どもにやさしい法的枠組み	5	2	3	0	40%	40%
子どもの人権を保障する施策	9	8	1	0	89%	89%
子どもの人権部門または調整機構	3	2	1	0	67%	67%
子どもへの影響評価	6	4	2	0	67%	67%
子どもに関する予算	4	2	1	1	50%	50%
子ども報告書の定期的発行	3	2	1	0	67%	33%
子どもの人権の広報	5	4	1	0	80%	80%
子どものための独立したアドボカシー	4	2	1	1	50%	75%
当該自治体にとって特有の項目	5	4	1	0	80%	100%

# R5 チェックリスト評価概要

## 【評価結果分析】

- アンケート調査等、子どもに直接意見を聴く機会が低下した。
- また、「アドボカシー」については、パートナーシップを結ぶ団体を増やすことはできなかった。
- 自治体特有の項目についても、目標を改訂したことで、条例づくりをスタートさせた段階であるためいったん低下している。
- 一方で、「定期的発行」については、本年度新たな取り組みができた。



## ■ まちづくり基本条例における関連箇所

### 第11条（町民参画の権利と責任）

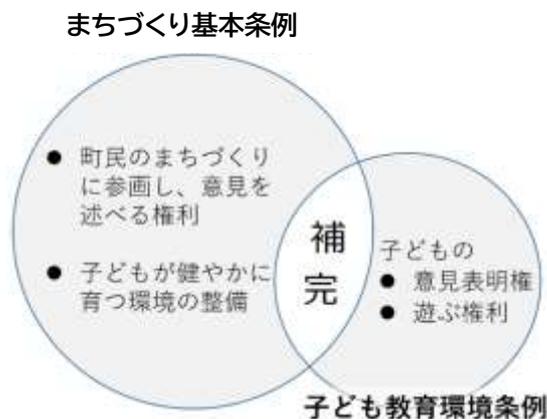
町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。→広く「町民」という表現

### 第18条5（担い手づくり）

町は、次世代を担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。→子どもが健やかに育つ環境の整備の必要性

## ■（仮称）子ども教育環境条例の制定に向けて

教育委員会事務局において、子どもの権利として子どもにやさしいまちづくりの理念や意見表明権、遊ぶ権利などを条例の軸に据えた「（仮称）子ども教育環境条例」の制定を検討している。



## R6 目標 ③子どもの権利に関する条例

引続き、町長任期内での制定を目指し準備を進めます。



## 前回会議での議論

### 【論点1】

まちづくり基本条例に「子ども」子どもにやさしいまちの理念を盛り込む改正をすべきか。

#### (委員1)

- ・「子ども」の社会参画など、子どもにやさしいまちの理念を盛り込むべき。
  - ➔ 少しずつ子どもの権利が広がる現状から、「町民」でまとめるのでは良くない。

#### (委員2)

- ・基本条例について、改正していくことが大事。
  - ➔ 私達が育った時代の学校と保護者との在り方などかなり変わってきている。時代の流れを受けて改正されていくべき。

### 【論点2】

「(仮称) 子ども教育環境条例」がカバーすることでまちづくり基本条例の改正は不要か。

#### (委員1)

- ・子どもと18歳以上の成人とでは、まちづくりの参加方法はイコールではない。
  - ➔ それぞれの年齢にふさわしいまちづくりへの参加の仕方を工夫して、具体的にしていく必要がある。

### 【論点3】

- ・子どもにやさしいまちづくり事業の実践に向けて、行政・町民がやれることはあるか。

#### (委員1)

- ・子どもたちが地元企業に勤めたいと思えるような企業を目指していく必要があるし、地元企業に勤めたいと思うような教育を町としてもやっていくことが重要
  - ➔ それがゆくゆく「子どもにやさしいまちづくり」に繋がっていく。

#### (委員2)

- ・行政は学校教育の中に、子どもの意見を拾えるような場を盛り込んでいくことが重要
  - ➔ あびら教育プランなど各種取り組みを行っているが、本当に子どもたちの意見が聞かれているのか？

### ■まとめると…

- ①まちづくり基本条例へ「子どもにやさしいまちづくり」の理念を盛り込み、明確に「子ども」を位置付ける。
- ②まちづくり基本条例で網羅しきれない18歳未満の「子ども」に関しては、(仮称)子ども教育環境条例に委ね、双方が補い合う連携した条例を目指す。
- ③(仮称)子ども教育環境条例の制定を待つことなく、積極的な「子どもの権利」に関する活動を展開する。

## ● 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

【現状・前回のおさらい】

### ■ 成年年齢が20歳から18歳に引下げ

- ・ 国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳に定められるなどの社会情勢変化
- ・ 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）が成立し、令和4年4月1日より施行
- ・ 大きく2点について年齢が引下げとなる
  - ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
  - ② 親権に服することがなくなる年齢

成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳に維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"><li>● 10年用一般旅券の取得</li><li>● 性別の取扱いの変更の審判</li><li>● 公認会計士・司法書士資格</li><li>● 医師・歯科医師・獣医師免許 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 養子をとることができる年齢</li><li>● 喫煙・飲酒年齢</li><li>● ギャンブル</li><li>● 大型・中型免許 など</li></ul>

### ■ 民法改正に伴う安平町の対応

年齢引下げに準じるもの（安平町住民投票条例（公職選挙法に準じるため満18歳以上が対象））  
年齢引下げを検討するもの（安平町町民参画推進条例、安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱）

#### ① 町民政策提案制度（町民参画推進条例 第7条第1項第4号）

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度。通常の提案や苦情とは異なり、町と町民が共に取り組むことで相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうもの。

（町民政策提案の手続）

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、**年齢満20歳以上**で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

#### ② 安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法（要綱第2条第1項）

1号委員（無作為抽出）として委嘱する場合、候補者となる**満20歳**から満69歳までの者を無作為に抽出し、希望があった場合に候補者として委嘱するもの。

## 前回会議での議論

### 【論点1】

若い方の町民参画、まちづくりへの参加について

(委員1)

- ・18歳以下の子どもの意見も貴重な意見と思う。そのような意見をできる場は必要。  
➡ 大人と同じではなく、年齢に応じた対応が必要。

### 【論点2】

18歳以下の子どもを町民政策提案制度・自治推進委員の対象とすべきか。

～条例の見直しの必要性について

(委員1)

- ・意見を述べるには責任が伴うため、年齢の制限は必要と考える。  
➡ 責任を持たなければならない人が集まる場が、こうした委員会だと思う。

(委員2)

- ・18歳以下の子どもは対象としない方が良いのではないか。  
➡ 子どもの意見を聞くということと権利は別と思う。

### ■まとめると…

- ①子ども・若者のまちづくりへの参画は、当然大事であり歓迎されるべきもの。
- ②18歳に引き下げる一方で、18歳未満の「子ども」に関しては、責任も一定程度ともなってしまう公的な会議等への参画は見送るべき。
- ③(仮称)子ども教育環境条例において、子どもの権利(社会参画)が担保されることを目指す。

## **(1) 第4期町民自治推進委員会 提言書(案)について**

### **提 言 書 (案)**

第4期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が的確に運用され、多様な主体の協働によるまちづくりや町政運営への参画をはじめとした「町民自らが考え行動する町民自治の実現」が図られるよう、まちづくり基本条例に関連する各種テーマに沿って調査審議を行って参りました。

つきましては、第3期委員会から申し送りされた事項を踏まえ、これまでの2年間で調査審議した成果を下記のとおりまとめましたので、今後のまちづくり基本条例関連施策の推進に反映されるよう提言申し上げます。

#### 記

### **1. 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討等について**

まちづくり基本条例の調査審議を進めるにあたり、安平町が現在取り組んでいる「子どもにやさしいまち」をテーマに、安平町の取組み状況や実情について整理をしてきたところで

す。安平町は、日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、子どもの権利実現とまちづくりへの参画について、評価・検証を行いながら子どもにやさしいまちを目指しており、学校をつくる会のほか、学校授業や事業などにおいて、子ども達がまちづくりに参加できる場が創出されている状況を確認してきました。

しかしながら、まちづくり基本条例においては、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることとされているものの、明確に子どもの権利やまちづくりへの参画について謳われておらず、実際の取組み状況との乖離が生じている状況にあることから、まちづくり基本条例の見直し・検討が必要と考えます。

また、現在安平町において実施される「子どもにやさしいまち」に関連する各種取組みが、今後も継続して行われ、かつ、これら取組みが風化しないように、まちづくり基本条例もしくは関連条例において整理されることを望みます。

#### **具体的提言事項**

- まちづくり基本条例において、子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の理念を盛り込むことを検討すること。
- まちづくり基本条例において、全世代を指して広く「町民」と表現されることから、CFCIの理念に基づき「子ども」の位置づけを明確にするよう検討すること。
- まちづくり基本条例に網羅しきれない18歳未満の子どもに関する権利実現と社会参画に関する事項については、現在並行して検討が進められる「(仮称)子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。
- (仮称)子どもの教育環境条例の制定を待つことなく、引き続き積極的な子どもの権利に関する各種活動を推進すること。

## 2. 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

我が国では、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする改正法が、令和4年4月1日から施行されています。これにより、各種年齢要件の規定が変更され、責任が伴う一方で、保護者の同意を不要とした自己決定権を有し、さらには、若い方の積極的な社会参加が期待されています。その他、近年では、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断への参加を促すための政策が進められています。

安平町においても18歳以上20歳未満の方が公的な役割を果たし、社会に参加していくことを促す必要性があると考えます。具体的な例として、安平町町民参画推進条例の参画手続きである「町民政策提案制度」及び安平町町民自治推進委員会の選定方法等に関する要綱の「委員の選定方法」について、現在満20歳以上の方を対象としているものを18歳以上とすることで、若い方の意見をまちづくりに反映させることが可能になると考えます。つきましては、町民参画関連条例において年齢要件が見直されることを望みます。

### 具体的提言事項

- 上記提言に基づき、子ども・若者のまちづくり参画が重要であることから、次のものについて「満20歳」とあるのを「満18歳」へ変更する検討すること。
  - 町民参画推進条例
  - 町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱
- 18歳未満の子どもに関する権利実現については、「(仮称)子どもの教育環境条例」の中で具体的方法等について検討すること。

以上

## **(2) 次期（第5期）町民自治推進委員の委嘱について**

次ページの通り、広報あびら6月号にて次期委員の委嘱について掲載しています。

### **【皆様の任期】**

令和 4年 7月14日 ~ 令和 6年 7月13日 の2年間

### **【次期委員】**

令和 6年 7月14日 ~ 令和 8年 7月13日 の2年間

## **上記提言内容を踏まえた委員の在り方について**

既に広報あびら6月号にて募集を告知していること、条例の改正検討についてはこれからであることを踏まえ、正式に条例が改正されるタイミングで、18歳以上20歳未満の委員の募集について検討します。

改正されたタイミングでは、すでに第5期委員の委嘱及び活動が開始されていると考えられることから、途中での委嘱及び参加を可能としていくかどうか、検討のポイントとなります。

この辺の具体的検討については、次期委員の方々と検討を進めたいと考えます。

### (3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

#### ■ 町民参画の対象となる重要施策等

#### 第6条第1項①～⑥

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

##### ① 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など

##### ② 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

##### ③ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例  
・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例  
・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

##### ④ 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業

##### ⑤ 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

##### ⑥ 上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

## ■ 町民参画手続の適用対象外

### 第6条第2項①～⑤

次の項目に該当する場合には、第1項で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ① 軽易なもの
- ② 緊急に行う必要のあるもの
- ③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの  
(町の判断の余地がないもの)
- ④ 町の内部事務処理に関するもの
- ⑤ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

\* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

## ■ 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続	<input type="checkbox"/> パブリック・コメント <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続	<input type="checkbox"/> 町民説明会 <input type="checkbox"/> ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続	<input type="checkbox"/> 審議会等 <input type="checkbox"/> ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワorkshop+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

#### (4) 町ホームページでの会議録の公表状況について

まちづくり基本条例及び情報公開条例に基づき、各種委員会・審議会等の会議録を町ホームページにて公表しています。

令和5年4月1日～令和6年3月31日 掲載分は次のとおりです。

※一部、実施日が令和4年度の会議も含まれます。

所管部署	会議名	開催数
議会事務局	安平町議会定例会・臨時会	9
議会事務局	安平町次世代半導体調査特別委員会	1
議会事務局	議会改革調査特別委員会	4
議会事務局	決算審査特別委員会	2
議会事務局	経済常任委員会	1
議会事務局	総務常任委員会	1
議会事務局	予算審査特別委員会	1
総務課	安平町行政改革推進委員会	5
総務課	安平町選挙管理委員会	8
総務課	安平町表彰者等選考委員会	1
総務課	安平町情報公開・個人情報保護審査会	1
総務課	安平町町史編さん委員会	1
教育委員会事務局	総合教育会議	2
教育委員会事務局	子ども・子育て会議	2
教育委員会事務局	安平町給食センター運営委員会	1
税務住民課	固定資産評価審査委員会	1
税務住民課	安平町町税等滞納整理対策本部会議	1
税務住民課	租税教育推進懇話会	1
税務住民課	安平町ゼロカーボンシティ推進協議会	1
建設課	安平町都市計画審議会	2
政策推進課	安平町未来創生委員会	5
政策推進課	安平町地域公共交通会議	1
合 計		52

【会議録ページ】



■ 町民参画手続の実施状況（令和5年度実績）

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	農村滞在型余暇活動機能整備計画書の策定【商工観光課】	都市と農村の交流を促進するための機能整備に関する計画として策定するもの	令和5年5月22日～6月12日	広報笑顔5月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	7件	HP、広報あびら8月号、総合庁舎及び総合支所での閲覧	
2	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の策定【総務課情報G】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適にくらせるまちの実現』を目指すべき姿とし、実現に向けたその見通しをたてるため策定するもの	令和5年7月3日～7月31日	広報笑顔7月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら10月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
3	安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定【政策推進課政策推進G】	国より改訂を求められている、コロナやデジタル化などの社会情勢の変化に対応した、さらなる地域課題の解決や魅力向上に向けた総合戦略として改訂するもの	令和5年11月20日～12月11日	広報笑顔11月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	2件	HP・広報笑顔12月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
4	安平町公共施設等総合管理計画の改訂【建設課施設G】	国の策定方針の改訂に加え、北海道胆振東部地震以降の公共施設の現状、人口推計や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として見直しを	令和5年12月5日～12月25日	広報あびら12月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら1月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
5	安平町地域福祉計画 第4期計画の策定【健康福祉課福祉G】	社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性質をもつものであり、安平町の地域福祉を確立するための計画として策定するもの。	令和5年12月25日～1月19日	広報笑顔12月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら2月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
6	安平町健康増進増進計画(健康あびら21)第3次計画の策定【健康福祉課健康福祉G】	高齢化が進む中、町民一人ひとりが主役となって、健康観を持って健康による生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、健康で豊かな社会の実現を目指すことを目的に策定するもの。	令和6年2月2日～22日	広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
7	安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定【健康福祉課国保・介護G】	介護保険法第117条第1項における介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの。	令和6年2月2日～22日	広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	
8	安平町森林整備計画書の変更【産業振興課 土地改良・林務G】	森林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとの計画を作成するもの。	令和6年2月9日～3月8日	広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報笑顔3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	都市計画マスタープラン策定に向けた住民意見交換会【建設課施設G】	まちづくり(都市計画マスタープラン)に対し、地域ごとの課題や今後の方向性についてグループ討議などにより広く意見を伺うもの	令和5年8月31日(木)	広報笑顔8月号・Web及び無作為抽出90名に郵送	町民	5名	計画策定時に結果を掲載又は資料版に記載予定	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定【政策推進課政策推進G】	国より改訂を求められている、コロナやデジタル化などの社会情勢の変化に対応した、さらなる地域課題の解決や魅力向上に向けた総合戦略として改訂するもの。	第1回未来創生委員会 令和5年6月16日	1号(計画策定)に該当 総合戦略の策定に関する各種審議を実施した。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報にて公表
2	苫小牧圏都市計画と畜場の変更【建設課施設G】	苫小牧圏都市計画と畜場の変更について行うもの	第17回安平町都市計画審議会 令和5年6月16日 第18回安平町都市計画審議会 令和5年8月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町都市計画審議会委員から意見徴取し、承認されたことにより計画に反映された。	HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表
4	安平町地域福祉計画 第4期計画の策定【健康福祉課福祉G】	社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性質をもつものであり、安平町の地域福祉を確立するための計画として策定するもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議 しょうがい福祉部会 令和6年2月15日	1号(計画策定)に該当。 委員から意見徴取し、計画案を本計画とすることに承認を得た。	HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表
5	安平町健康増進増進計画(健康あびら21)第3次計画の策定【健康福祉課健康福祉G】	高齢化が進む中、町民一人ひとりが主役となって、健康観を持って健康による生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、健康で豊かな社会の実現を目指すことを目的に策定するもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議 保険部会 令和6年2月14日	1号(計画策定)に該当。 委員から意見徴取し、出された意見のもと計画案を修正した。	HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町行政改革プラン2022の一部修正【総務課総務G】	計画書中「今後の財政見直し」について、「安平町後期財政計画」との整合性を図るため計画数値を見直し、「職員数の推移」を「第4次安平町職員定員管理計画」にあわせ一部修正。	令和5年4月3日	条例第6条第1項の各号に該当しない事業ではあるが、行革委員会に諮り意見聴取する。

\* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件